

平成 30 年度第 3 回

八戸市健康福祉審議会 民生委員審査専門分科会

日 時 平成 30 年 12 月 19 日 (水) 10 時
場 所 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

次 第

- 1 開会
- 2 専門分科会長あいさつ
- 3 議事
民生委員・児童委員の定数及び区域割の見直しについて
- 4 閉会

八戸市健康福祉審議会民生委員審査専門分科会 委員一覧・席図

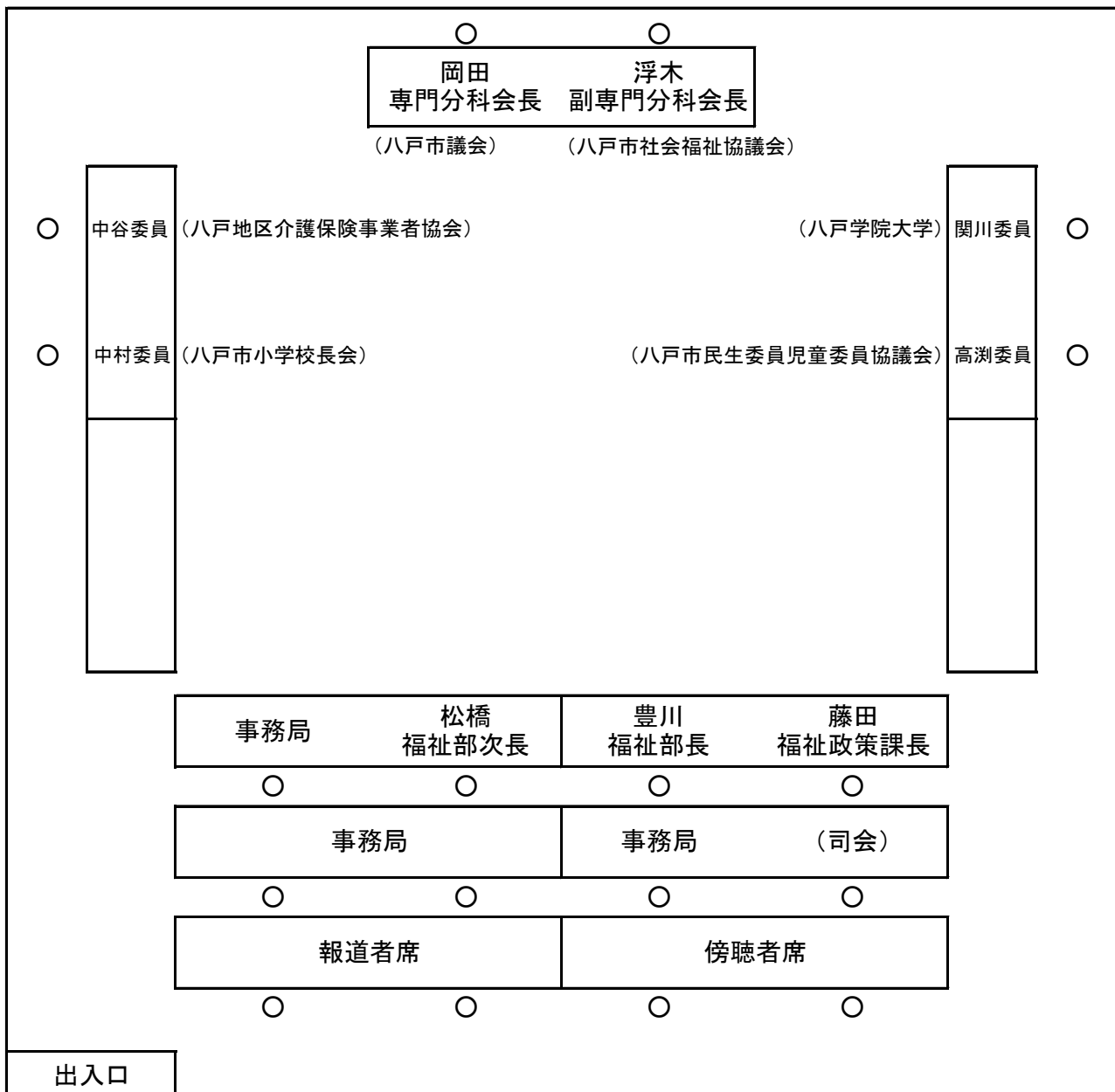
日時：平成30年12月19日(水) 10時

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

●委員一覧

区分	所属団体・役職	氏名
市議会の議員	八戸市議会議員	おかだ たけし 岡田 英
福祉関係者	八戸市社会福祉協議会 事務局長	うきき たかし 浮木 隆
	八戸地区介護保険事業者協会 理事	なかや みゆき 中谷 美由紀
学識経験者	八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 教授	せきかわさちこ 関川 幸子
	八戸市小学校長会 監事	なかむらたくし 中村 卓司
地域支援関係者	八戸市民生委員児童委員協議会 会長	たかぶちとしお 高瀬 壽男

●席図



民生委員・児童委員の定数及び区域割の見直しについて（最終案）

1 概要

来年 12 月 1 日に行われる民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の一斉改選に向けて、民生委員の定数及び区域割の見直しを行うに当たり、本年 7 月 27 日に開催された本分科会において了承された見直し（案）を市内全 25 地区の民生委員児童委員協議会（以下「各地区民児協」という。）に提示し、地区内で町内会等を交えて協議していただいた。

これを踏まえ、各地区民児協から「民生委員・児童委員（主任児童委員）定数協議書」（以下「定数協議書」という。）を提出いただいたところであるが、その取りまとめ結果を基に民生委員の定数及び区域割の見直し（最終案）を策定するものである。

2 民生委員（主任児童委員）の定数及び区域割についての協議

平成 30 年 8 月 八戸市民生委員児童委員協議会地区会長会にて見直し（案）を提示し、各地区民児協内において協議していただき、その協議結果を 10 月 31 日までに定数協議書にて提出してもらうよう依頼した。定数協議書の内容は次のとおり。

- ① 民生委員の定数増減要望の有無
- ② 主任児童委員の定数増減要望の有無
- ③ 区域割の変更要望の有無

平成 30 年 11 月 各地区民児協から提出された定数協議書を踏まえ、見直し（最終案）として取りまとめた。

3 定数協議書の取りまとめ結果

（1）民生委員の定数増減要望の有無

ア 1 人の民生委員が担当する世帯数が、八戸市民生委員・児童委員の定数及び民生委員協議会の区域に関する指針（以下「指針」という。）に基づく配置基準を超えている区域がある地区について増員要望があり、結果は次のとおりとなった。

増員要望 … 2 地区 5 人（白山台・大館）

イ 隣接区域との統合により、複数町内を 1 人で担当することによる減員要望があり、結果は次のとおりとなった。

減員要望 … 2 地区 2 人（白銀・根城）

※見直し（案）において、隣接区域との統合について変更検討を可としていた 3 地区（柏崎・江陽・湊）については、各町内会からの意見聴取を踏まえ、担当町内を越えての活動の不便さ等を理由に、統合については不可である旨の協議結果となった。

(2) 主任児童委員の定数増減要望の有無

指針に基づく配置基準による増員要望があり、結果は次のとおりとなった。

増員要望 … 4地区4人（吹上・中居林・白山台・田面木）

(3) 区域割について変更要望の有無

「2町内に2人の配置」となっている区域を「1町内に1人の配置」に分ける等、定数の増減を伴わない区域割の変更要望があり、結果は次のとおりとなった。

変更要望 … 7地区（吹上・白銀南・鮫・上長・市川・大館・東）

4 定数及び区域割の見直し方針

以上の結果を踏まえて、次のとおり見直しの方針を定めた。

(1) 民生委員の定数

ア 定数協議書のとおり、2地区5人を増員する。

イ 定数協議書のとおり、区域の統合により2地区2人を減員する。

(2) 主任児童委員の定数

定数協議書及び指針に基づく配置基準により、4地区4人を増員する。

(3) 区域割

ア 定数協議書のとおり、区域の統合により2地区2人を減員する。((1)イの再掲)

イ 定数協議書のとおり、定数増減に影響のない区域割の変更要望のあった7地区について地区内の区域割を変更する。

5 定数及び区域割の見直し（最終案）

【定数】 530人とする（7人増）

増員内訳
民生委員・児童委員 3人増 {内訳：純増（+5）、区域統合（-2）}
主任児童委員 4人増

【区域割】 9地区において見直しを行う（区域の統合を含む）

民生委員・児童委員の定数及び区域割の見直しについて(案)

◆総括表◆

(民生委員:民生委員・児童委員、主任:主任児童委員)

	現行定数		前回(案)				定数協議書の取りまとめ結果					
	民生委員	主任	増減数		定数		区域割 変更	増減数		定数		区域割 変更
			民生委員	主任	民生委員	主任		民生委員	主任	民生委員	主任	
三八城	26	2			26	2				26	2	
柏崎	26	2	-1		25	2	○			26	2	
吹上	25	1		1	25	2	○		1	25	2	○
中居林	12	1		1	12	2			1	12	2	
長者	28	2			28	2				28	2	
小中野	21	2			21	2				21	2	
江陽	15	2	-1		14	2	○			15	2	
湊	26	2	-1		25	2	○			26	2	
白銀	25	2	-1		24	2	○	-1		24	2	○
白銀南	19	2			19	2	○			19	2	○
鮫	18	2			18	2	○			18	2	○
根城	24	2	-1		23	2	○	-1		23	2	○
白山台	12	1	2	1	14	2		2	1	14	2	
田面木	11	1		1	11	2			1	11	2	
是川	11	2			11	2				11	2	
上長	18	2			18	2	○			18	2	○
市川	28	2			28	2	○			28	2	○
館	9	1			9	1				9	1	
豊崎	7	1			7	1				7	1	
大館	26	2	3		29	2	○	3		29	2	○
東	24	2			24	2	○			24	2	○
下長	27	2	0		27	2		0		27	2	
根岸	17	2			17	2				17	2	
南浜	7	1			7	1				7	1	
南郷	18	2			18	2				18	2	
計	480	43	0	4	480	47	12地区	3	4	483	47	9地区
	523人		4人増員		527人			7人増員		530人		

民生委員・児童委員の定数及び区域割の見直しについて(案)

<第1表>配置基準超の地区

地区	町内	世帯数 (※)	民生委員		前回(案)			今回(案)		
			現配置	1人あたり	増員要望 有無	対応方針	定数増	増員要望 有無	対応方針	定数増
吹上	田向	1,156	3	385	×	協力員		×	協力員	
白銀南	町道	394	1	394	×	協力員		×	協力員	
	巻目	734			×	区域割		×	区域割	
	第一大久保	119	2	427						
白山台	南白山台	782	2	391	○	増員	1	○	増員	1
	東白山台	768	2	384	○	増員	1	○	増員	1
田面木	南田面木	367	1	367	×	協力員		×	協力員	
上長	矢沢	826	2	413	×	区域割		×	区域割	
市川	松ヶ丘	408	1	408	×	協力員		×	協力員	
大館	第一寺分	421	1	421	○	増員	1	○	増員	1
	第二寺分	588			○	増員・区域割	1	○	増員・区域割	1
	新井田西	904	4	373						
	第三寺分	405	1	405	○	増員	1	○	増員	1
東	町畑	397	1	397	×	協力員		×	協力員	
	第二桜ヶ丘	411	1	411	×	協力員		×	協力員	
	湊高台一丁目	394	1	394	×	協力員		×	協力員	
	湊高台三丁目	385	1	385	×	協力員		×	協力員	
下長	千田町	1,469	4	367	○	協力員	0	×	協力員	
南浜	大久喜	367	1	367	×	協力員		×	協力員	
					5			5		

※世帯数:平成30年3月31日現在

<第2表>主任児童委員の配置

地区	町内	前回(案)	今回(案)
		定数増	定数増
吹上	—	1	1
中居林	—	1	1
白山台	—	1	1
田面木	—	1	1
		4	4

民生委員・児童委員の定数及び区域割の見直しについて(案)

<第3表> 区域割地区

地区	現行体制				前回(案)				今回(案)													
	町内	世帯数	民生委員		町内	世帯数	民生委員		町内	世帯数	民生委員		定数増減									
			現配置	1人あたり			新配置	1人あたり			新配置	1人あたり										
柏崎	緑町	96	1	96	緑町・青葉町	486	2	243	緑町	96	1	96	0									
	青葉町	390	2	195										青葉町	390	2	195					
吹上	南類家一丁目	344			南類家一丁目	344	1	344	南類家一丁目	344	1	344	-									
	南類家三丁目	157	2	251	南類家三丁目	157	1	157	南類家三丁目	157	1	157	-									
江陽	双葉町	123	1	123	双葉町・江陽五丁目第一	220	1	220	双葉町	123	1	123	0									
	江陽五丁目第一	97	1	97					江陽五丁目第一	97	1	97										
湊	館鼻	55	1	55	館鼻・下条	185	1	185	館鼻	55	1	55	0									
	下条	130	1	130					下条	130	1	130										
白銀	三島	120			三島・大沢頭	218	1	218	三島・大沢頭	218	1	218	-1									
	山手三島	202	2	161										山手三島	202	1	202					
	大沢頭	98	1	98										大沢頭	98	1	98					
白銀南	巻目	734			巻目・第一大久保	853	3	284	巻目・第一大久保	853	3	284	1									
	第一大久保	119	2	427										岬台第一・岬台宿舎・岬台県営	175	1	175	岬台第一・岬台宿舎・岬台県営	175	1	175	-1
	岬台第一	128	1	128																		
	岬台宿舎	3																				
	岬台県営	44	1	47																		
鮫	恵比須浜	159			恵比須浜・岬ヶ丘	334	1	334	恵比須浜・岬ヶ丘	334	1	334	-									
	岬ヶ丘	175																				
	東大平町	163												東大平町・南大平町・扇ヶ浦	352	1	352	東大平町・南大平町・扇ヶ浦	352	1	352	-
	南大平町	96																				
	扇ヶ浦	93	2	343																		
根城	熊ノ堂	11	1	11	熊ノ堂・西売市	619	2	310	熊ノ堂・西売市	619	2	310	-1									
	西売市	608	2	304																		
上長	矢沢	826	2	413	矢沢・大仏	915	3	305	矢沢・大仏	915	3	305	-									
	大仏	89	1	89																		
市川	松ヶ丘ニュータウン	221			松ヶ丘ニュータウン 桔梗野1区・桔梗野8区 多賀台一丁目・多賀台ヒルズ 多賀台二丁目・高森	221	1	221	松ヶ丘ニュータウン 桔梗野1区・桔梗野8区 多賀台一丁目・多賀台ヒルズ 多賀台二丁目・高森	221	1	221	-									
	桔梗野1区	59																				
	桔梗野8区	252	2	266																		
	多賀台一丁目	52																				
	多賀台二丁目	190																				
	高森	81																				
	多賀台ヒルズ	148	2	236																		
大館	第二寺分	588			第二寺分	588	2	294	第二寺分	588	2	294	-									
	新井田西	904	4	373										新井田西	904	3	301	新井田西	904	3	301	
東	野ばら	386			野ばら 旭ヶ丘一丁目東・旭ヶ丘一丁目南 湊高台二丁目 湊高台四丁目	386	2	193	野ばら 旭ヶ丘一丁目東・旭ヶ丘一丁目南 湊高台二丁目 湊高台四丁目	386	2	193	-									
	旭ヶ丘一丁目東	102	2	244																		
	旭ヶ丘一丁目南	170	1	170																		
	湊高台二丁目	371																				
	湊高台四丁目	275	2	323																		

民生委員・児童委員の定数及び区域割の見直しについて（案）

1 概要

第1回民生委員審査専門分科会において承認を得たスケジュールに基づき、各地区の民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）の会長に対しヒアリングを行い、民生委員・児童委員の定数及び区域割の見直しについて案を策定した。

2 ヒアリングの実施

- (1) 実施時期 平成30年6月
- (2) 対象 市内全25地区の民児協会長
- (3) 内容 下記4点について意見の確認
 - ① 民生委員・児童委員の増員要望の有無
 - ② 主任児童委員の増員要望の有無
 - ③ 区域割について隣接区域との統合の可否
 - ④ 区域割について変更要望の有無

3 ヒアリングの結果

(1) 民生委員・児童委員の増員要望の有無

1人の民生委員が担当する世帯数が、八戸市民生委員・児童委員の定数及び民生委員協議会の区域に関する指針（以下「指針」という。）に基づく配置基準を超えている（以下「基準超過」という。）区域について、増員要望を確認した。

- ア 該当地区・区域数
10地区・17区域

イ 結果

増員要望 … 3地区6人

- ウ その他

要望のない地区について、次の対応をもって増員を見送ることを確認した。

対応：福祉協力員の配置、区域割の変更

(2) 主任児童委員の増員要望の有無

指針に基づく配置基準により増員可能な地区について、要望を確認した。

- ア 該当地区
4地区

イ 結果

増員要望 … 4地区4人

(3) 区域割について隣接区域との統合の可否

1人の民生委員が担当する世帯数が指針に基づく配置基準を下回っている区域について、隣接区域と統合することへの可否を確認した。

ア 該当地区・区域数
22 地区・129 区域

イ 結果

変更検討可 … 5 地区（柏崎・江陽・湊・白銀・根城）

ウ その他

全体として消極的な意見が多かった。

（担当区域が広大などの地理的条件、町内を越える活動に対する地域住民からの不信感、民生委員本人の負担感）

(4) 区域割について変更要望の有無

「2町内に2人の配置」となっている区域を「1町内に1人の配置」に分ける等、定数の増減を伴わない区域割の変更要望を確認した。

結果

変更要望 … 7 地区（吹上・白銀南・鮫・上長・市川・大館・東）

4 定数及び区域割の見直し方針

以上の結果を踏まえて、下記のとおり見直しの方針を定めた。

(1) 民生委員・児童委員の定数

- ・基準超過かつ増員要望のあった地区について増員する。
- ・下長地区については見送る。
… 基準超過区域が1区域（1町内を4人で担当）あるが、福祉協力員で対応可能であると考えられることから、平成34年度の一斉改選まで世帯増加状況を注視しながら検討する。

(2) 主任児童委員の定数

- ・指針に基づく配置基準により4地区について増員する。

(3) 区域割

- ・変更検討可の5地区は区域の統合により定数を減員する。
- ・定数増減に影響ない区域割変更の要望地区について変更する。

5 定数及び区域割見直し（案）

【定数】 527人とする（4人増）

増員内訳
民生委員・児童委員 増減0 {内訳：純増（+5）、区域統合（-5）}
主任児童委員 4人増

【区域割】 12地区において見直しを行う

事 務 連 絡
平成30年10月23日

都道府県
各 指定都市 民生委員・児童委員主管課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について

次期民生委員・児童委員（以下「民生委員等」という。）の一斉改選については、2019年12月1日に行うこととしていますが、当該一斉改選に向け、民生委員等の定数設定に当たっては、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条に規定する厚生労働大臣の定める基準については、「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成25年7月8日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定める基準を参酌すること。
2. 民生委員等（主任児童委員を含む）の活動に支障が生じることのないよう、定数を設定するに当たっては、高齢化率や児童数、地域の学校数、地理的条件等を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえたものとする。
3. 平成26年4月1日より、民生委員等の定数は都道府県、指定都市又は中核市の条例により定めるものとされていることから、定数の設定に当たっては、管内市区町村の意見を聴取した上で、必要な手続を行うこと。
また、その際、民生委員等の活動実態を的確に反映する観点から、併せて、民生委員協議会等当事者の意見を聴取するよう努めること。

【連絡先】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉係
担 当：村田、沼、宝木
電 話：03-5253-1111（内線）2859
E-mail：chiikifukusi@mhlw.go.jp

別記

第1号様式(3(1)関係)

記入例(民生委員用)

民生委員・児童委員(主任児童委員)定数協議書

太枠内をご記入願います。

民児協名	〇〇 地区民生委員児童委員協議会
現行定数	20人
現員数	20人
基準定数	最小 297人 から 最大 629人
定数の増減希望の有無	ア. 増を希望 イ. 減を希望 ウ. 希望なし
要望定数	21人

(要望理由)

担当区域の人口・世帯数増(減)による増(減)員要望

担当町内名	現世帯数	現配置数	要望
A町内	557世帯	1人	1人増減

(理由)

当該地区は近年、人口及び世帯数が増加傾向にあり、1人あたりの担当世帯数(557世帯)が現時点で基準世帯数(360世帯)を大きく上回っている。複雑化する地域住民からの相談に対する細やかな支援活動を展開するためには、民生委員1人の増員が必要であると考えます。

担当区域割の変更要望

担当町内名	現世帯数	現配置数	要望
B町内・C町内	370 (B175+C195)	2人	B町内→1人 C町内→1人

(理由)

各々の町内の世帯数が増加しており、配置基準を満たしているため。

※民生委員・児童委員と主任児童委員については、別葉とすること。

※民生委員・児童委員定数協議書については、次のとおりとする。

1 添付資料(要望が有る場合は添付すること。)

(1) 地図(統合、分割等地区の形状変更が伴う要望をする場合は、当該地区の詳細がわかるものを1部)

(2) 増減を要望する地区名及び世帯数一覧表

2 基準定数欄は、最小=八戸市の世帯数÷360人、最大=八戸市の世帯数÷170人で記載すること。

※主任児童委員定数協議書については、協議会の分割もしくは統合の要望を踏まえた数を記載すること

別記

第1号様式（3（1）関係）

記入例（主任児童委員用）

民生委員・児童委員（主任児童委員）定数協議書

太枠内をご記入願います。

民 児 協 名	〇〇 地区民生委員児童委員協議会
現 行 定 数	1 人
現 員 数	1 人
基 準 定 数	最小 297 人 から 最大 629 人
定数の増減希望の有無	<input checked="" type="radio"/> ア. 増を希望 <input type="radio"/> イ. 減を希望 <input type="radio"/> ウ. 希望なし
要 望 定 数	2 人

（要望理由）

地区民児協名	現配置定数	要望
〇〇地区民児協	1 人	1 人 <input checked="" type="radio"/> 増 <input type="radio"/> 減

（理由）

当該地区は近年、人口及び世帯数が増加傾向にあり、近隣学校の児童や生徒数も増えてきていることから、指針にある配置基準により設置を要望するもの。

※民生委員・児童委員と主任児童委員については、別葉とすること。

※民生委員・児童委員定数協議書については、次のとおりとする。

1 添付資料（要望が有る場合は添付すること。）

（1）地図（統合、分割等地区の形状変更が伴う要望をする場合は、当該地区の詳細がわかるものを1部）

（2）増減を要望する地区名及び世帯数一覧表

2 基準定数欄は、最小＝八戸市の世帯数÷360 人、最大＝八戸市の世帯数÷170 人で記載すること。

※主任児童委員定数協議書については、協議会の分割もしくは統合の要望を踏まえた数を記載すること